



ありがとうございます
ございました

転出に伴う手続きのご案内

本日は手続きお疲れ様でした。魚沼市にお住まいの間は、市政にご理解とご協力をいただき、大変ありがとうございました。転出に伴う各種手続きは以下のとおりです。引越しをする前にご確認のうえ、必要な手続きを忘れずをお願いします。



転出に伴う魚沼市での手続き

新住所地での手続き

印鑑登録 担当：市民課 ☎ 792-1112	<ul style="list-style-type: none"> 『印鑑登録証』を返却してください。転出（予定）日に無効になります。 【窓口：市民課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	必要に応じて、あらためて登録手続きをしてください。
マイナンバーカード・住民基本台帳カード 担当：市民課 ☎ 792-1112	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの申請をした方でまだ受け取っていない場合は、転出手続き前にカードを受け取ってください。カードを受け取る前に転出すると、新住所地で申請からやり直す必要があります。 【窓口：市民課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	新しい住所を券面に追記してもらってください。（カード共通） マイナンバーカード・住基カードを所有している方は、転入手続き時に持参するか転入日から90日以内に窓口へ持参して継続利用の手続きを行ってください。
国民健康保険 担当：市民課 ☎ 793-7971	<ul style="list-style-type: none"> 『保険証』を返却してください。転出（予定）日に資格がなくなります。 世帯主が変更になる場合は、国保加入者全員の保険証をお持ちください。 70歳以上75歳未満の方で県内の市町村に転出するときは、『負担区分等証明書』を受け取ってください。 【窓口：市民課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらためて加入手続きをしてください。（保険証が発行されます）『負担区分等証明書』は手続きのときに提出してください。
国民年金 担当：市民課 ☎ 793-7971	<ul style="list-style-type: none"> ありません。 	加入中（1号）の方は『年金手帳』か『基礎年金番号通知』をお持ちください。受給中の方は住所変更手続きをしてください。
後期高齢者医療 担当：市民課 ☎ 793-7971	<ul style="list-style-type: none"> 『保険証』を返却してください。転出（予定）日の翌日に資格がなくなります。 県外転出者は『負担区分等証明書』を受け取ってください。 還付金が発生する場合がありますので『保険料還付請求書』を提出してください。（精算後、通知します。） 【窓口：市民課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらためて加入手続きをしてください。（保険証が発行されます）『負担区分等証明書』は手続きのときに提出してください。
児童手当 担当：子ども課 ☎ 792-9201	<ul style="list-style-type: none"> 『受給事由消滅届』を提出してください。 転入先での手続きのため、所得証明書（児童手当用）を請求してください。ただし、転入先でマイナンバーを提示する場合は省略できます。 【窓口：子ども課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらかじめ必要書類を確認のうえ、転出予定日の翌日から15日以内に、あらためて受給認定の手続きをしてください。
児童扶養手当 担当：子ども課 ☎ 792-9201	<ul style="list-style-type: none"> 子ども課又は北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）で転出の手続きを行ってください。児童扶養手当の証書を持参してください。 【窓口：子ども課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらかじめ必要書類を確認のうえ、転入した月の月末までに手続きをしてください。
妊産婦健診・医療費助成、乳幼児健診と予防接種 担当：子ども課 ☎ 792-9204 子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 転出後は、魚沼市で交付した受診票と予診票は、使用できません。 『受給者証』は返却してください。 【窓口：子ども課 子育て世代包括支援センター（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	『母子健康手帳』『妊婦健診受診票』を持参のうえ、あらためて手続きをしてください。
医療費助成（㊦） 担当：子ども課 ☎ 792-9201	<ul style="list-style-type: none"> 『受給者証』を返却してください。 【窓口：子ども課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらかじめ必要書類を確認のうえ、あらためて手続きをしてください。

医療費助成（新） 担当：子ども課 ☎792-9201	<ul style="list-style-type: none"> 子ども課又は北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）で転出の手続きを行ってください。『受給者証』を持参してください。 【窓口：子ども課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	『課税証明書』『戸籍謄本』を持参し、転入月の月末までに手続きをしてください。
医療費助成（障） 担当：福祉支援課 ☎792-9767	<ul style="list-style-type: none"> 『受給者証』を返却してください。 【窓口：福祉支援課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	『課税証明書』『身体障害者手帳』等を持参のうえ、あらためて手続きをしてください。
介護保険 担当：介護福祉課 ☎792-9755	<ul style="list-style-type: none"> 『保険証』を返却してください。転出（予定）日に資格がなくなります。 還付金が発生する場合がありますので『保険料還付請求書』を提出してください。（後日、通知します。） 要介護認定を受けているときは『負担割合証』等も返却し、あわせて『受給資格証明書』を受け取ってください。 【窓口：介護福祉課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	あらためて加入手続きをしてください（保険証が発行されます）。『受給資格証明書』は、手続きのときに提出してください。
障害者手帳（身体・療育・精神） 担当：福祉支援課 ☎792-9767	<ul style="list-style-type: none"> ありません。 	障害者手帳などをお持ちの場合は、各種手帳を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。
小・中学校の児童・生徒 担当：学校教育課 ☎793-7452	<ul style="list-style-type: none"> 『転出入届』を提出してください。（10月～3月は翌年度新入学予定のお子様も手続きが必要です） 引き続き市内への通学を希望するときは、『区域外就学願』を提出してください。 学校から『在学証明書』『教科書給与証明書』を受け取ってください。 【窓口：学校教育課（本庁舎）】 	『在学証明書』『教科書給与証明書』を持参のうえ、新しい学校に通うための手続きをしてください。
飼い犬の登録 担当：生活環境課 ☎792-9766	<ul style="list-style-type: none"> 飼い主と飼い犬と一緒に異動しないとき（飼い主が市内の他の方になるとき）は、飼い主の変更届が必要です。 【窓口：生活環境課（本庁舎）】 	飼い主と飼い犬と一緒に異動するときは、『鑑札』を持参のうえ、登録変更の手続きをしてください。
原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車 担当：税務課 ☎792-9751	<ul style="list-style-type: none"> 廃車するときは『標識（ナンバープレート）』『標識交付証明書』を返却してください。 四輪の軽自動車：軽自動車検査協会（Tel050-3816-1851） 四輪の普通自動車：新潟運輸局（Tel050-5540-2041）で手続きを行ってください。 【窓口：税務課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	引き続き使用するときは、『標識』『標識交付証明書』を持参のうえ、標識の変更手続きをしてください。
水道・都市ガス・下水道 担当：業務課 ☎792-1118	<ul style="list-style-type: none"> 中止日時などを連絡してください（電話でも構いません）。 【窓口：業務課（ガス水道局）】 	必要に応じて加入手続きをしてください。
防災ラジオ 担当：防災安全課 ☎792-9214	<ul style="list-style-type: none"> 防災ラジオの貸与を受けている方で、不用となった場合は返却してください。 【窓口：防災安全課（本庁舎）・北部事務所（北部庁舎・入広瀬会館）】 	
【備考】	<ul style="list-style-type: none"> 手続きに必要な書類は、それぞれの窓口を用意しています。 転出先が国外や介護保険施設などのときは、手続きが一部異なります。 不明な点や上記以外の手続きに関しては、担当課へお問い合わせください。 	手続き・制度の内容は、それぞれの市区町村で異なります。転入前・転入時に確認してください。

新住所地への転入届に関して

◆転入届は、新住所地の役所・役場の窓口で、**実際に住み始めた日から14日以内**に手続きしてください。

【転入届に必要なもの】 ①**転出証明書**（マイナンバーカード・住民基本台帳カード）、②**届出人が本人であることを証明するもの**（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

◆転出証明書に記載された転出（予定）日・新住所などに変更があったときは、転入時に変更内容を伝えてください。

◆証明書を紛失したときは、転出届をした窓口で再発行の手続きをしてください。